

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年4月2日 07時00分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市湯本湾鞍馬滝鼻西方沖 鞍馬滝鼻亀瀬照射灯から真方位276°300m付近 (概位 北緯33°49.2' 東経129°40.2')
事故の概要	漁船第五寅丸は、航行中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年10月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五寅丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	IK2-5795（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に亀裂及びプロペラシャフトに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約153cm (郷ノ浦) 日出時刻：06時08分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、湯本湾内の造船所に向けて勝本港を出航し、船長が操舵スタンドの前に立ち、鞍馬滝鼻西方沖を約6knの対地速力で南東進した。 船長は、船橋にいた友人と会話していたところ、衝撃を感じて岩礁に乗り揚げたことに気付いた。 船長は、浸水等がないことを確認し、本船は、自力航行で造船所に到着した。 本船の喫水は、船首不詳、船尾約2.5mであった。 船長は、本事故発生場所の付近海域を航行した経験があり、鞍馬滝鼻西方沖には立標が設置されており、その周辺に岩礁が存在することを知っていた。 船長は、本事故当時、友人との会話に気を取られていたと本事故後に思った。
分析	本船は、南東進中、船長が、岩礁の存在を知っていたものの、友人との会話に意識を向け、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、岩礁に向かっていることに気付かず、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本船は、南東進中、船長が、岩礁の存在を知っていたものの、友人との会話に意識を向け、同じ針路及び速力で航行を続けたため、岩礁

	に向かっていることに気付かず、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた海域を航行する場合も、他者との会話に気を取られることなく、操船に専念すること。